

## 第4章 各段階における対策

### 1 未発生期

#### ＜未発生期＞

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### ＜目的＞

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 国際的な連携の下に発生 of 早期確認に努める。

#### ＜対策の考え方＞

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、東京都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### ＜区の体制等＞

- 全庁的組織として「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」を開催する。（危機管理担当部）
- 区医師会等の関係機関や「新宿区新型インフルエンザ対策連絡会」等で必要な協議をする。都の「感染症地域医療体制ブロック協議会」に参加し、広域的な連携を図る。（健康部）
- WHOや国、都、各自治体の対策情報等を、都と23区で共有する仕組みを作る。（危機管理担当部・健康部）

#### （1）サーベイランス・情報収集

保健所は新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期をあらかじめ定めておく。都から示される内容（種類・実施方法・実施時期等）について、関係機関に連絡し、適切に報告を受ける体制を整える。また、受けた報告や調査内容等を国や東京都に報告する。

#### ＜平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス＞

- 平常時、保健所は都が通年実施する以下のサーベイランスに協力し、新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模を判断するなど早期対応に役立てる。（健康部）

① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

都は、保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関（419 医療機関（平成 25 年 4 月現在））と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

都は、保健所及び都内病原体定点医療機関（41 医療機関（平成 25 年 4 月現在））と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施し、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

③ 東京感染症アラート

都は、鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告する。検査基準に該当する場合は、緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。

④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）

都は、保健所等と連携し、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。保健所は、厚生労働省の通知（平成 17 年 2 月 22 日付け）に基づき社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受ける。都は、保健所からの報告により、社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。

⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

都は、保健所及び都内基幹定点医療機関（25 医療機関（平成 25 年 4 月現在））と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。

⑥ クラスタ（集団発生）サーベイランス

都は、前記④の集団発生報告時に、保健所及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスタサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えるまで継続する。また、小康期においても第二波に備えて実施する。

- 平時から報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。（健康部）

<臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス>

- 新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施

する。これらについても、準備しておく。（健康部）

⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

都が都内未発生期・都内発生早期に、新型インフルエンザ専門外来において実施する、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査に協力する。

- その他、必要なサーベイランスに関しては、都との調整のもと実施する。（健康部）

## （２）情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、区のホームページやツイッターをはじめとする広報媒体のほか、メディア等の協力を得て、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）
- 新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（健康部）
- 新型インフルエンザ発生時の医療提供体制などを区民に周知する。（健康部）
- 事業者に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）
- 区内の企業、集客施設や興行施設、公共交通機関等に対し、新型インフルエンザ発生時に事業継続計画（BCP）の観点から、活動の縮小・中止を含め準備するよう働きかける。（各部）
- 新型インフルエンザ等の発生時は都が区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（総合政策部、危機管理担当部）
- 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）

- 高齢者、障害者、外国人、児童・学童など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、都の広報媒体、メディアの活用及び関係機関等と連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。（総合政策部）
- 特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報については、事前に検討しておく。（総合政策部、危機管理担当部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、健康部、教育委員会）

#### イ 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

#### 【区】

- 新宿区新型インフルエンザ等調整会議の開催や通知等により、全庁的に情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。（危機管理担当部、健康部）
- 保健所において、地域の医療機関や関係機関による新宿区新型インフルエンザ対策連絡会を開催し、情報の連絡体制の整備や訓練を行う。また、サーベイランスなど、平常時から連携して新型インフルエンザ等に係る業務を行う。（健康部）
- 教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。（教育委員会）

#### 【関係機関等】

- 指定地方公共機関や医療機関、施設等については、適宜、本行動計画に関する説明会を実施し、区の新型インフルエンザ等への対策の周知を図る。（危機管理担当部、健康部）

### (3) 区民相談

関係各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- 多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部は事前に検討し、必要な準備を行う。(各部)
- 新型インフルエンザ相談センターの設置・運営方針を定め、設置準備と訓練を行う。(健康部)

### (4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(健康部)
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解の促進を図る。(健康部)
- 区立学校、保育園等については、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策や、集団感染が発生した場合の対応について周知する。また、区立学校等と同様の感染予防策について、必要に応じ、区立以外の学校等(国立・都立・私立の保育園、子ども園、幼稚園、小中学校、高校、大学、各種学校など)に周知する。(総務部、子ども家庭部、教育委員会)
- 各発生段階における個人や施設、事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、区民、施設、事業者に周知し、理解を求める。(危機管理担当部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会)
- 政府が緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえ、都が外出自粛の要請や、事業者に対する施設、催し物の制限又は停止の要請を行う場合もあることを周知し、理解を求める。(総合政策部、危機管理担当部、地域振興部、文化観光産業部)
- 疫学調査、患者隔離(入院勧告)、保健指導・施設指導、接触者健康観察など、感染症法に基づく防疫体制を整え、訓練を行う。(健康部)
- 防疫活動に用いる資器材(疑い患者の調査等に用いる感染防護具など)を計画的に備蓄し、必要量を確保する。(危機管理担当部、健康部)

## (5) 予防接種

### ア 平常時のワクチン接種

平常時から新型インフルエンザワクチンについて区民等に情報提供する。

- 防疫活動等に従事する職員に、平時からインフルエンザワクチンの接種を行う。(健康部)
- 新型インフルエンザワクチンに関する情報を、医療従事者や区民に分かりやすく提供する。(総合政策部、危機管理担当部、地域振興部、文化観光産業部、健康部)

### イ 特定接種

国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- 国が実施する登録事業者の申請事務を実施する。(健康部)
- 区は、特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。(危機管理担当部)
- 国、都からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。(健康部)
- 特定接種対象業務に従事する区職員について、あらかじめ接種体制を構築する。(総務部)

### ウ 住民接種

区は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 住民接種については、全ての区民を対象として、原則として集団的接種により接種を実施するため、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(地域振興部、健康部、教育委員会)
- ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。(健康部)
- 区は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は区外における接種を可能にするよう努める。(健康部)

## (6) 医療

### ア 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え地域における医療体制の整備等を促進する。

- 新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、第1種及び第2種感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域ごとに、保健所、区市町村、医療機関及び医師会等関係機関により構成される「感染症地域医療体制ブロック協議会」や「新宿区新型インフルエンザ対策連絡会」等を活用し、医療体制の整備を促進し、関係機関との連携を強化する。(健康部)
- 新型インフルエンザ等の流行期に適切に医療を提供するための地域BCP(「新宿区地域医療包括BCP」)を策定する。(健康部)
- 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画(BCP)について、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。(健康部)
- 入院可能病床数を事前に把握しておくとともに、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、応急的な超過収容や臨時の医療施設等でスペースを確保し、医療を提供することについて検討する。(健康部)
- 都内感染期には医療従事者が不足する場合は想定されるため、医師会等と連携し、軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を要請する。また、内科や小児科等の診療体制に重大な影響を及ぼさないよう、医療機関内において他科の医師を含めた協力体制を構築する等により、医療従事者の確保に努める。(健康部)
- 都内感染期の在宅療養を支援する体制づくりを検討する。(健康部)
- 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。(福祉部、健康部)
- 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。(健康部)

### イ 新型インフルエンザ専門外来

都及び区は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備及び支援を行う。

- 新型インフルエンザ専門外来として診療を担当する感染症診療協力医療機関に対して、都と協力し個人防護具等の備蓄及び流通の調整等必要な支援を行う。（健康部）
- 区は、地域の実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関（休日夜間診療所等も含む。）をあらかじめ指定し、必要な整備を行う。（健康部）

#### ウ 感染症入院医療機関

都及び区は、都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止、診療継続計画（BCP）等を定めた医療機関をあらかじめ感染症入院医療機関として登録する。

- 感染症入院医療機関が、感染期に円滑に患者を受け入れられるよう、院内感染対策など必要な情報について提供する。（健康部）
- 都内感染期には、人工呼吸器等の医療資器材の需要が増加することが見込まれるため、必要な治療が継続して行われるよう、医療資器材の確保がなされているか把握するなど都と連携し支援を行う。（健康部）

#### エ 一般医療機関

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

また、診療継続計画（BCP）の作成にも努める。

- 全ての一般医療機関において院内感染防止対策が進むよう、研修等を通して支援する。新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行う。（健康部）

#### オ 医療資器材の確保等

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保する。

- 都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則全ての医療機関が診療を担うことになるため、区は医療機関や保険薬局に対し、診療に必要な個人防護具をあらかじめ配布するとともに、着脱訓練等を実施する。（健康部）



- 都は、国の備蓄状況も勘案し、都民の6割に相当する量を目標に、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。区は、患者との濃厚接触者や積極的疫学調査における接触職員に使用する防疫対策用の抗インフル薬について、都と連携して必要な量を確保する。（健康部）
- 抗インフル薬に関する情報を、医療従事者や区民に分かりやすく提供する。（健康部）

#### カ 患者の移送体制について

- 区は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、都と連携し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、福祉保健局が東京消防庁と調整する。（健康部）
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として区は、東京都と連携し、福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。（健康部）
- 新型インフルエンザ等患者等による救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の広報・啓発を行い、救急車両の適正利用を推進する。（健康部）

#### (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障害者等の配慮を要する者（※）や火葬能力等について事前に検討し、新型インフルエンザ等の発生時における区民生活の安定の確保のため、準備を行う。

※配慮を要する者とは、主に高齢者、障害者のうち、介助や介護等の支援がなければ日常生活(特に食事)が非常に困難な者や、感染予防策の対応が困難な者をいう。

- 区は、高齢者、障害者等の配慮を要する者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きを決めておく。（福祉部、子ども家庭部、健康部）
- 新型インフルエンザ等発生時の配慮を要する者への対応について、区は関係団体や地域団体、社会福祉施設等、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（福祉部）
- 区は、都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制（安置施設、保存対策、火葬許可証の発行等）を整備する。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部、健康部）

### (8) 行政機能の維持等

行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、事前に計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。

- 庁内については、全庁的な新宿区新型インフルエンザ等調整会議により、新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、各部との緊急連絡体制を整備する。（危機管理担当部）
- 本計画を踏まえ、発生時の対応マニュアル等を整備する。（各部）

## 2 海外発生期

### <海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### <目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

### <対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 都内発生した場合には早期に発見できるよう、サーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### <区の体制等>

- 全庁的組織として「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」を開催する。（総務部、危機管理担当部）
- 健康部に「健康部新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。（健康部）
- WHOや国、都、各自治体の対策情報などを都と 23 区で共有する。（危機管理担当部、健康部）

#### (1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

- 区は、東京都感染症アラートに合致する新型インフルエンザ疑い患者の報告を専門外来から受けた後、直ちに検体を確保し、健康安全研究センターにおいてウイルス検査を実施する。（健康部）
- 集団発生については、可能な限り検体を採取し、都のクラスター（集団）サーベイランスに協力する。（健康部）
- 感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。（健康部）

## （２）情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。  
個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。  
また、発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、区民や事業者に情報提供し、発生地への渡航者や帰国者に注意喚起を行う。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）
- 事業者に対してファクシミリ等により情報提供し、従業員の発生国への渡航の注意喚起をするとともに、国内で発生した場合の対応準備を依頼する。  
また、都が事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（危機管理担当部、地域振興部、文化観光産業部）
- 外国人に対しては、外国語ホームページ等の活用により情報提供を行う。（総合政

策部、地域振興部、健康部)

- 高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(総合政策部、福祉部、健康部)
- 区対策本部設置後は、報道関係との窓口を一本化し、発表する内容は「新宿区新型インフルエンザ等対策本部報」として、情報を一元的に管理する。  
また、区全体の対応を分かり易くするため、区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。(総合政策部、危機管理担当部、各部)

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、診断、治療等の最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。(危機管理担当部、健康部)

### (3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、保健所において、新型インフルエンザ相談センターを開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。区民等からの保健医療に関する一般相談については、主に各保健センターが相談窓口として対応する。

また、夜間・休日においても、都及び他区市の保健所と共同で窓口を設置し、相談対応を行う。

- 区は新型インフルエンザ相談センターを保健所に設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては保健所共同の新型インフルエンザ相談センターを設置し、各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。(健康部)
- 保健所共同の相談センターについて、都は準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託する。専門外来の案内については各保健所から職員が対応する。(健康部)
- 区民に対し新型インフルエンザ相談センターの周知を徹底する。特に、発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、新型インフルエンザ相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。(健康部)

#### (4) 感染拡大防止

##### ア 区内での感染防止策の準備

区民や事業者、学校などに感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等標準予防策等の徹底を呼び掛ける。また、患者（疑似症患者）や濃厚接触者への対応、検疫所からの情報を把握する等、感染拡大予防の準備を進める。

- 保健所は、新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（健康部）
- 区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。（地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部）
- 学校については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。（教育委員会）
- 政府が緊急事態を宣言した時は、都が施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、都民への外出自粛を要請する場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを事前に周知し、理解と協力を求める。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）

##### イ 水際対策

入国者の健康監視及び結果報告について、国及び都の要請を受け、適宜協力する。

- 発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、保健所は、入国者の健康観察を行なう。（健康部）

#### (5) 予防接種

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、安全に接種を行うことができる一定程度の広さ、設備等を備えた会場を、公的な施設の活用、医療機関に協力を得る等して確保し、原則として集団的接種を行う。

- 事前に取り決めた接種方法に基づき、特定接種と住民接種の準備を開始する。（総務部、健康部）

## （6）医療

新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに新型インフルエンザ専門外来を開設する。

新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。新型インフルエンザ専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所を非公開とする。

新型インフルエンザ専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

- 感染症診療協力医療機関に対して新型インフルエンザ専門外来の開設等を都が要請し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に報告するよう要請する。（健康部）
- 保健所は、医療機関からの報告を受け、東京感染症アラートの定義を満たすと判断した場合は、患者検体を東京都健康安全研究センターに搬入する。（健康部）
- 検査体制が整備されてから都内発生早期の間、原則として全ての疑い患者へのPCR検査等の実施に協力する。（健康部）
- 感染症指定医療機関等への入院措置の実施については、以下の対応を図る。（健康部）
  - a. 新型インフルエンザ等に感染を疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査、第17条若しくは第45条の規定に基づく健康診断又は第44条の3若しくは第50条の2の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施する。
  - b. 検査の結果が陽性であれば、保健所は、その結果を当該者に連絡し、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。
  - c. 検査の結果が陰性であれば、保健所はその結果を当該者に連絡し一般医療とする。

- 感染症指定医療機関等に対し、都と連携して抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。（健康部）
- 院内感染防止策等、必要な情報を医師会や医療機関に提供する。また、院内感染予防を強化するよう要請する。（健康部）
- 医療機関からの相談に対応する窓口を設置する。（健康部）
- 都内感染期に入院医療を担う医療機関（感染症入院医療機関等）に、都と共に受け入れ準備開始を要請する。（健康部）

#### （7）区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

- 食料品・生活関連物資等の購入にあたって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。（文化観光産業部）
- 新型インフルエンザ等の発生後、区は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、配慮を要する者や協力者へ周知する（福祉部）
- 区は、国から都を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部、健康部）



### 3 国内発生早期（都内未発生）

#### ＜国内発生早期＞

- 東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

#### ＜目的＞

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 都を通じて発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

#### ＜対策の考え方＞

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

#### ＜区の体制等＞

- 区長が必要に応じて国内発生を区民に伝える。（大臣、知事発言と調整）
- 全庁的組織として、区長を本部長とする「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

#### （1）サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が引き続き必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

- 都内感染期に入るまでの間、患者（疑似症患者）の全数把握、ウイルス学的サーベイランスを引き続き実施する。（健康部）
- 国が行う個別症例についての症状や治療経過等の情報を収集・分析に協力する。（健康部）
- 幼稚園、保育園、子ども園、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の報告を受け、集団発生については、可能な限り検体を採取し、都のクラスター（集団）サーベイランスに協力する。（健康部）

- 感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。（健康部）

## （２）情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

他県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。  
また、発生状況など国や都の最新情報を、区の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供する。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）
- 事業者に対して都内で発生した場合の対応準備を要請する。（文化観光産業部）
- 外国人に対しては、外国語ホームページ等の活用により情報提供を行う。（総合政策部、地域振興部、健康部）
- 高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部、健康部）
- 区の報道発表を「新宿区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、また、区全体の対応を分かり易くするため、区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。（総合政策部、危機管理担当部、各部）

### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生後の対応策について協力を要請する。（危機管理担当部、健康部）

## （３）区民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。区民等からの保健医療に関する一般相談については、主に各保健センターが相談窓口として対応する。

また、夜間・休日においても、保健所が共同で窓口を設置し、相談対応を行う。

保健医療に関する一般相談については、準備が整い次第、都は民間のコールセンターに業務委託する。

区は、健康相談以外の生活相談や様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、区民に周知できるよう準備する。

#### （４）感染拡大防止

区民や事業者、学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（健康部）
- 区内の学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策の情報を適切に提供し、予防を徹底するよう呼び掛ける。（福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会）
- 感染リスクが高い施設について、国及び都の方針に基づき区の方針等を決定し、都内発生時の対応を準備する。（危機管理担当部、健康部）
- 対策物資は不足しないよう在庫管理を行い、適切に使用する。（各部）
- 国の方針の下、発生国からの入国者の健康観察を変更する。（健康部）

#### （５）予防接種

区において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、区において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を実施する。

#### （６）医療

引き続き、新型インフルエンザ専門外来を開設し、患者の受入れを行う。

- 都内発生後の患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。（健康部）
- 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供し、院内感染予防をさらに強化するよう要請する。（健康部）

- 都内感染期における入院患者の増加に備え、区内の入院医療を担う医療機関（感染症入院医療機関）に、受入れ準備を要請する。（健康部）
- あらかじめ自ら定めた計画（事業継続計画等）に沿って必要な医療を確保するための取り組み（検査入院や急を要さない手術の延期等）を行うよう、医療機関に要請する。（健康部）

#### （7）区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の配慮を要する者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を周知する。

- 国及び都と連携し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。また、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（文化観光産業部）
- 高齢者や障害者等の配慮を要する者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。（危機管理担当部、福祉部、健康部、環境清掃部）
- 区は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や医療機関等から要請があった場合には、既存の制度の活用や、町会等地域住民団体への協力要請等により必要な支援（見回り、食料・生活必需品の購入、医療機関への移送）を行う。（地域振興部、福祉部）

## 4 都内発生早期

### ＜都内発生早期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### ＜目的＞

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### ＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### ＜区の体制等＞

- 区長が都内発生を区民に伝える。（都知事発言と調整）

### （1）サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が引き続き必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、幼稚園、保育園、子ども園、学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

## (2) 情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を区民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報を区の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し、区市町村の公表する情報内容が都内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）
- 事業者に対して、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。  
また、政府が緊急事態宣言をした場合は、都による施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。（地域振興部、文化観光産業部）
- 外国人に対しては、外国語ホームページ等の活用により情報提供を行う。（総合政策部、地域振興部、健康部）
- 高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部、健康部）
- 自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報やホームページ等を活用して、感染対策に努めるよう呼び掛ける。（総合政策部、各部）
- 区の報道発表を「新宿区新型インフルエンザ対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。（総合政策部、危機管理担当部、各部）
- 従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送業者の活用等の広報・啓発を行い、救急車両の適正利用を推進する。（健康部）

### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（健康部）
- 医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、国及び都の方針

を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。（健康部）

### （３）区民相談

引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。区民等からの保健医療に関する一般相談については、主に保健センターが相談窓口として対応する。

また、夜間・休日においては、引き続き保健所が共同で窓口を設置し、相談対応を行うが、新たに発生した新型インフルエンザ等に関するQ&Aなどの準備が整った後は、民間のコールセンターへ委託して対応する。ただし専門外来の案内については保健所職員が対応する。

さらに、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各部に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

○ 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた区民や事業者からの相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。（総合政策部）

### （４）感染拡大防止

#### ア 都内での感染拡大防止策

学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

業界団体等を経由し、又は直接、区民、事業者及び福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、区立施設において、率先して感染予防策を実施し、区の関連施設についても、同様の対応を要請する。

○ 新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置・移送等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（健康部）

○ 患者に対し、感染症法第15条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者（家族・同居者等）を特定し、拡大防止に係る対応（外出自粛要請、抗インフルエンザ薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（健

康部)

- 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。(福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会)
- 区立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。  
集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、学校保健安全法に基づく臨時休業などの措置を講じる。  
同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無に関わらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。  
また、私立学校についても区立学校の対応の情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に要請する。(総務部、健康部、教育委員会)
- 区民や事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。  
さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。  
また、国の情報や感染状況、都の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。(健康部)
- 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策(発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業)の協力を要請する。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。(総合政策部、危機管理担当部)
- 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。  
施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。(危機管理担当部、総務部、各部)
- 区の関連団体に、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。(各部)
- 区の施設内で業務を行う事業者に、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。(各部)
- 対策物資が不足しないよう在庫管理を行い、適切に使用する。(各部)

## (5) 予防接種



区において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進め、区民に適切に情報提供を行う。

緊急事態宣言がされている場合は、区において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## （6）医療

引き続き、新型インフルエンザ専門外来を開設し、患者の受入れを行う。

感染症指定医療機関（第一種及び第二種）は、感染症病床に患者を受け入れる。

- 区は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、都と連携し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合には、福祉保健局が東京消防庁と調整する。（健康部）
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として区は都と連携し、福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。（健康部）
- 区は、都内感染期に備え、国及び都と連携し、一般の医療機関医療機関（通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制の準備を要請し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。（健康部）
- 区内の医療機関に、都内感染期における入院患者の増加に伴う転院や在宅診療などに対応するため、病院間や病診連携を図る窓口を設置するよう要請する。（健康部）
- 国や都の方針に従い、患者との濃厚接触者や積極的疫学調査における接触職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。（健康部）

## （7）区民生活及び経済活動の安定の確保

### ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の配慮を要する者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を周知する。

- 国及び都と連携し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。（文化観光産業部）
- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都の事業継続の要請に協力する。（みどり土木部）

- ごみ収集等、区民生活を支える事業を継続できるよう、各部のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。（環境清掃部、各部）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、状況により中小企業制度融資（商工業緊急資金）の取扱いを開始する。（文化観光産業部）
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国または都に対し情報の提供を求め、準備をする。（関係部）

#### イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者にも可能な限り火葬炉を稼動するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設（都・区の体育館やスポーツセンター等）を使用する準備を行う。

- 都とともに国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼動し火葬するよう事業者にも要請する。（危機管理担当部、健康部）
- 都の要請に応じて、都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体の一時収容所として使用できる区の施設（スポーツセンター等）のリストを作成する。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部、健康部）
- 遺体収容所として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部、健康部）
- ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。（危機管理担当部、福祉部、健康部）
- 遺体収容所の設置及び運用準備を行う。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部、健康部）

## 5 都内感染期

### ＜都内感染期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### ＜目的＞

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### ＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### ＜保健医療に関する対策の細分類＞

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

### ＜区の体制等＞

- 区長が流行の警戒（「緊急事態宣言」など）を必要時行う。（都知事の緊急事態宣

言と調整)

- 新型インフルエンザ等対策本部の下、対策を一層強化する。

### (1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止  
地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。(健康部)
- クラスタ(集団発生)サーベイランスの中止  
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した(定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超えた)時点で、クラスタサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。(健康部)
- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。(健康部)
- 国及び都から情報提供される患者発生状況などを把握し、積極的疫学調査を中止すると共に、接触者に対する予防薬の投与も中止する。(健康部)

### (2) 情報提供・共有

#### ア 区民及び事業者への情報提供

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニックの防止に努める。

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、都内の対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。(総合政策部、危機管理担当部、健康部)
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を区の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による

混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。（総合政策部、危機管理担当部、健康部）

- 事業者に対して、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等を呼び掛ける。（文化観光産業部）
- 外国人に対しては、外国語ホームページ等の活用により情報提供を行う。（総合政策部、地域振興部、健康部）
- 高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部、健康部）
- 区の報道発表は「新宿区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。（総合政策部、危機管理担当部、各部）
- 区民や医療機関に不要不急の救急車両の利用を行わないように周知する。（健康部）

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。（健康部）
- 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や国や都、区の方針、入院医療体制の変更（患者の移送や入院勧告などの中止）を迅速に提供する。（健康部）

### (3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、新型インフルエンザ相談センターで区民等からの保健医療に関する相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 新型インフルエンザ相談センターにおける保健医療に関する相談対応については引き続き平日昼間の保健所開庁時間帯は保健所において、休日・夜間の保健所開庁時間帯

における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。(健康部)

- 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。(健康部)
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。  
なお、相談内容の変化により、問合せ窓口一覧を更新し、区ホームページに公表する。(総合政策部)
- 都内感染期の医療提供体制(全ての医療機関の診療状況)について、区民に周知する。(健康部)

#### (4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を要請する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都による都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請に協力する。

- 学校や福祉施設(通所)等の臨時休業について、各関係部署、各設置者等に要請する。(健康部、教育委員会)
- 事業者、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。  
また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。  
これらの周知は、区が連絡先を把握する業界団体を通じて行うとともに、ホームページやツイッター等を活用し、感染拡大防止策を実施するよう呼び掛ける。(文化観光産業部、福祉部)
- 区民にマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を要請する。  
なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。(総合政策部、危機管理担当部)

## （５）予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、国が特定接種を、区が予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

また、緊急事態宣言が行われている場合においては、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## （６）医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関が受け入れる。感染症法に基づく入院勧告を中止する。

### ＜第一ステージ（通常の院内体制）＞

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう医療機関に周知する。（健康部）
- 一般病床を有する全ての医療機関については、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。（健康部）
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を周知する。（健康部）
- 入院可能医療機関は、入院患者の増加に伴い転院や在宅診療など病院間の連携や病診連携を積極的に図り、病院機能の維持に図るよう要請する。（健康部）
- 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を在宅診療も含め、医師会と連携しながら調整して確保する。（健康部）

### ＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 都は、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 10 人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された場合、第二ステージへの移行を判断する。
- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請する。区は、都に協力して新型インフルエンザ患者の入院病床の確保に努める。（健康部）
- 区は、医師会や薬剤師会に対し、重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。（健康部）

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- 都は、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。
- 都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請し、必要に応じて備蓄ベッドを入院医療機関に配布する。区は、都に協力して新型インフルエンザ患者の入院病床の確保に努める。（健康部）
- 区は、引き続き、医師会、薬剤師会に対し、重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。（健康部）
- 区は、医師会と連携し、臨時の医療施設においても医療を提供するために医療関係者を確保し、必要な医療を提供する。（健康部）
- 区は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。（健康部）

（7）区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の配慮を要する者への支援やごみ処理等について、対応する。

- 国及び都と連携し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を周知する。  
また、生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。（文化観光産業部）
- 指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都の事業継続の要請に協力する。（みどり土木部）
- 区は、在宅の高齢者や障害者等の配慮を要する者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（福祉部）
- 配慮を要する者の生活を支える介護事業者等に事業継続を要請するとともに、町会等地域住民団体、ボランティア等に支援の協力を依頼する。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部）



- 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、都と協力して、区民及び事業者にごみの排出抑制について周知する。（環境清掃部）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、状況により中小企業制度融資（商工業緊急資金）の取扱いを開始する。（文化観光産業部）
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利権益を保護する。（関係部）

#### イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合は、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の区立施設（都・区の体育館やスポーツセンター等）を使用する。

- 区は、国及び都の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働し火葬するよう事業者に要請する。（危機管理担当部、健康部）
- 区は、国及び都の要請を受け、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、遺体の一時収容所の確保をする。（危機管理担当部、地域振興部、福祉部、健康部）
- 区は、遺体収容所設置時、状況により、ドライアイスを扱う事業者に対してドライアイスの供給を依頼し、また、冷蔵・冷凍倉庫を取り扱う事業者に対して冷蔵・冷凍倉庫の一時的な遺体収容所としての使用について検討する。（危機管理担当部、福祉部、健康部）

## 6 小康期

### <小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### <目的>

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

### <対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### <区の体制等>

- 対策の再評価を行い、計画の見直しを行う。
- 体制を再整備する

### (1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人/定点医療機関）するまでの間、保健所及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。（健康部）

### (2) 情報提供・共有

#### ア 区民及び事業者への情報提供

患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区の広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。
- あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。(総合政策部、総務部、危機管理担当部、健康部)
- 事業者に対して、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。(文化観光産業部)
- 外国人に対しては、外国語ホームページ等の活用により情報提供を行う。(危機管理担当部、地域振興部、健康部)
- 高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(福祉部、健康部)
- 区の報道発表を「新宿区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報の一元管理は、区対策本部廃止とともに終了する。(総合政策部、危機管理担当部、各部)

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 医療機関等の関係機関に対し、都内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。(危機管理担当部、健康部)

### (3) 区民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

- 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小する。(危機管理担当部、健康部)
- 保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。また、夜間休日の一般相談も終了する。保健所は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。(健康部)

#### （４）感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。（危機管理担当部、健康部）
- 第二波への対応における入院勧告の要否等、課題を整理し、国や都に改善を求める。（危機管理担当部、健康部）
- 第二波や再燃に備え、備蓄を補充する。また、国や都に備蓄の補充を要望する。（危機管理担当部、健康部）

#### （５）予防接種

区は、第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

- ワクチンの効果や副反応について、国や都の評価を踏まえ、対策上の課題の整理を行う。（健康部）
- ワクチンの効果や副反応などの評価を踏まえ、新たな第二波や再燃に備えて、ワクチン接種を推進する。（健康部）

#### （６）医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- 医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。（健康部）
- 実施体制を検証し、改善に努めるとともに、第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。（健康部）
- 抗インフル薬の効果と副反応について、国や都の評価を踏まえ課題の整理を行う。（健康部）

#### （７）区民生活及び経済活動の安定の確保

事業者、区民に、平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。（各部）

#### （８）行政機能の維持

行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める一方で、事業活動の回復を呼び掛ける。（各部）

### 対応の詳細等について

本章では、具体的な対策ごとに現時点で主たる役割を持つことが想定される所属名を（ ）内に示した。但し、ここに記載のない所属が対応を要することも考えられるため、状況により柔軟に対応するものとする。

また、複数の部名を記した対策については、新宿区新型インフルエンザ等対策本部及び新宿区新型インフルエンザ等調整会議の指示等の下、原則としてそれぞれの部が独立して対応することを想定するが、連携、調整を要する場合があることも考えられる。

対応の詳細（各部の役割分担、連携の態様、必要人員数、他部への応援も含めた各部（課）の割当て人数等）については、別途定めるものとする。（例：予防接種の実施要領等）